

最低限敷地面積の制限値未満である場合における 既得権確認のための添付資料について

法第53条の2

最低限敷地面積の制限値未満であり、既得権を適用する場合は、原則、次の①、②いずれかの図書を提出ください。

【添付図書①】

A 又 は B	A	確認済証の写し 又は 建築計画概要書の写し	1. 確認済証にあっては、確認申請書に添付されている配置図を添付。 2. 検査済証が交付されていない場合には、基準時以前から建物が建っていたことを証する資料（写真・建物登記簿など）を添付。
	B	建物の登記事項証明書の写し	登記されている場合には添付
		建物図面の写し	登記されている場合には添付
公図の写し			概ね3か月以内に交付されたもの
土地の登記事項証明書の写し (申請地のみ)			基準時以前から現在までの土地所有者がわかるもの

【添付書類②】

公図の写し	概ね3か月以内に交付されたもの
土地の登記事項証明書の写し (申請地及び周囲全ての隣接地)	基準時以前から現在までの土地所有者がわかるもの
登記簿で確認できない権原がある場合については、上記に併せ、その権利を証する書面の写し	当該敷地を使用するために設定している権利がわかる書面

なお、適用条件等詳細については、窓口でご相談ください。また、その他追加図書を求める場合もあります。

(平成27年9月1日)

--	--